

食品衛生法施行条例の一部改正（素案）に関する意見について

| | |
|---------|----------------------------------|
| 団体名称 | 一般社団法人 北海道消費者協会 |
| 記入者職・氏名 | 組織活性化G 主査 星野 武治 |
| 住所 | 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟 |
| 電話番号 | 011-221-4217 |
| FAX番号 | 011-221-4219 |
| 電子メール | do@syouhisya.or.jp |

内容に関する意見

1. 食品衛生法施行条例の一部改正（素案）に関する意見について

○今回の食品衛生法施行条例の一部改正（素案）は、昨年12月に発生した冷凍食品への農薬混入事案を踏まえた管理運営基準の強化や食品等苦情の保健所等への報告を盛り込んだ、国の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の改正に伴うものであり、速やかな改正施行を求める。

2. 食品衛生法施行条例の一部改正（素案）に係る道への意見について

○今回、国の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の改正ではHACCP導入型基準の義務化は実現しなかったが、食品による健康被害根絶の観点から、道として国等の関係機関に対し「HACCP導入型基準」の義務化を要請すべきである。

○今回、従来型基準に加えHACCP導入型基準が併記されると共に、食品等に関する苦情の報告を追加することとしているが、今後施行条例改正の実効性を担保するため、事業者に対する周知等を積極的に進めるべきである。

○道において毎年策定している「北海道食品衛生監視指導計画」の、平成27年度と同計画に「HACCP導入型基準」導入の進捗状況等の項目を盛り込むべきである。